

「京都市成長産業創造センター(ACT Kyoto)」入居者募集要項

1. 事業の目的

京都市成長産業創造センターは、平成 22 年度「先端技術実証・評価設備整備費等補助金(「技術の橋渡し」拠点整備事業)」(経済産業省)の採択を受け、公益財団法人京都高度技術研究所が京都市南部「らくなん進都」に整備・運営する、化学分野を中心とした産学公連携による研究開発拠点です。

当センターでは、「グリーン分野」「ライフ分野」での共同研究を行い、産業競争力の向上・新事業創出・安心安全な社会の構築に貢献し、豊かで持続可能な社会の実現をめざします。

入居を希望される方は、以下要領に基づき、お申し込みいただきますようお願いいたします。

2. 入居者募集

- 受付期間:平成 25 年 7 月 25 日(木)～平成 25 年 8 月 16 日(金)午後 5 時まで
(施設賃借申込書等を郵送の場合は平成 25 年 8 月 16 日(金)午後 5 時必着のこと)
 - 募集居室:レンタルラボ 8 室(3 階、2 階、地下 1 階)、レンタルオフィス 1 室(2 階)
 - 賃料
月額賃料:2,000 円(税別)/m² (光熱水費等別途費用要)、敷金:月額賃料 3 カ月分
駐車場:30 台分(有料) 申込方法については、入居決定時に別途説明。
 - 対象者:事業目的に則し、次に掲げる条件のいずれかに該当する方
 - ①化学領域において、実用化に向けた産学連携による研究開発を実施する大学等研究者または研究者のグループ
 - ②化学領域において、事業展開を図るため産学連携による研究開発を実施する企業
 - ③入居者の事業・研究開発を支援する法人(レンタルオフィスのみ)
 - ※①, ②の方については、大学または公的研究機関と企業等との共同研究(または委託研究開発)契約が締結されていることが必要。
 - ※研究者とは、教授、准教授、講師、助教、博士研究員(ポスドク)、大学院生、大学生、産学連携研究員を示す。
 - ※事業内容が、公序良俗に反する場合や周辺環境への悪影響を及ぼすと認められた場合は、申込みを受け付けない場合がある。
- 必要書類:申込には下記の書類(電子データ)が必要。
- ①施設賃借申込書
 - ②事業計画書
 - ③資金計画書
- また添付資料として以下の書類が必要。
- ・大学または公的研究機関と企業等との共同研究(または委託研究開発)契約書の写し(入居者の事業・研究開発を支援する法人を除く)
 - ・研究開発プロジェクトや事業内容の分かる資料(研究開発テーマの説明資料(公的

資金で実施している場合、活用する公的資金の内容がわかるように記述すること)、事業パンフレット、事業技術・商品の説明資料等)

- ・企業が申込む場合は直近3期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳、製造原価報告書)なお、創業3年以内の企業については該当するもののみ提出。

○入居規約

入居者は別途定める「入居規約」を遵守のこと。

別紙の入居規約を参照のうえ、内容を了解の上応募ください。

※施設退去時には、入居者の負担により原状復旧すること。

＜参考＞入居後の主な遵守事項

- ①定期的に事業状況のヒアリングへの参加
- ②毎期決算書の提出
- ③各種調査への協力
- ④事業計画が変更になった場合の報告
- ⑤安全連絡会への参加
- ⑥安全管理関連規程(「安全管理マニュアル」「消防計画」等)の遵守及びそれに基づく文書等の提出

○入居選考

【審査】提出書類を基に本事業の目的に照らし、選考委員会にて審査し決定。(必要に応じて面談も実施予定)

【部屋調整】入居決定に際し申込まれた部屋が重複した場合、調整のうえ、入居部屋を決定させていただきます。

【決定通知】各部屋の入居決定等は、文書により後日通知。

○賃貸借契約:本施設は賃貸借契約を締結の上、ご入居・ご利用いただきます。

1)敷金:税抜き月額賃料の3カ月分

2)連帯保証人

以下のいずれかに該当する場合は、賃貸借契約に際し連帯保証人を立てていただきます(法人の場合、代表者本人などでも可)。

また、審査後入居決定するにあたりその他の事情により連帯保証人を求めることがあります。

- ①個人事業者または設立後1年未満の法人の場合
- ②創業後3年を経過しない等の理由で直近3期分の決算書を提出できない場合
- ③直近3期とも赤字決算である場合
- ④直近3期での経常利益が3年連続で減少しており、かつ直近期が赤字決算である場合

3)契約期間(入居期間)

2年間(更新あり)

○契約期間内退去:

契約期間内であっても、以下のような場合には退去いただくことがあります。

- ・事業進捗状況が事業計画書と著しい乖離を生じた場合
- ・賃料支払いに滞納が生じた場合
- ・他の入居者や施設での事業に損害・迷惑を与えた場合

- ・契約事項に違反した場合

○スケジュール

- 公募の公示:平成 25 年 7 月 25 日
- 公募期間:平成 25 年 7 月 25 日 ~ 8 月 16 日(金) 午後 5 時まで
- 審査日:平成 25 年 8 月下旬
- 入居決定通知:平成 25 年 8 月末(予定)
- 入居開始:平成 25 年 9 月 17 日(予定)

3. 京都市成長産業創造センターの概要

○所在地:京都市伏見区治部町

○英語表記:Advanced Chemical Technology Center in Kyoto(愛称 ACT Kyoto)

○交通:車…京都駅から約 15 分 阪神高速京都線城南宮北・南ランプからすぐ

電車…京阪/近鉄丹波橋駅から徒歩約 15 分

バス…らくなんエクスプレス 京都駅八条口から油小路丹波橋(約17分)

市バス 竹田駅西口から約 10 分

○施設:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)地上5階 地下1階

・ラボ(5階~地下1階全 31 室)

ウエットラボタイプ 電気単相三相両方可・空調あり

面積:約 85 m² 天井高 CH=3,000~2,700mm

床耐荷重:1,000(地階)~500(2-5 階)kg/m²

5-4 階ラボ(全 14 室)、地下ラボ 2 室はプロジェクトラボとし、残りのラボをレンタルラボとする。

・レンタルオフィス(2 階全 3 室)

面積:約85m² 天井高 CH=2,700mm 電気単相・空調あり

・共用スペース

交流スペース(1 階)、会議室(2 階全 3 室)、機器搬入用(人荷)エレベーター、乗用エレベーター、給湯室(各階)、緊急用シャワー(各階)、機器搬入バルコニー、倉庫(有料)

○設備

・電気

施設全体を一括で受電(1回線受電)後、低圧に変電し各居室分電盤までバスダクト方式で配電。

電気容量は、レンタルラボは 27kVA、2 階レンタルオフィスは 9kVA。

各居室に個別に電力量計を設置し、ASTEM にて検針を行い請求。

・情報通信

電話:1 階 EPS に通信業者の局線を引込み、各階の端子盤まで配線。各階端子盤以降の配線及び通信業者との契約・調整は入居者が実施。

通信:1 階 EPS に通信業者の光ケーブルを引込み、各階の端子盤まで配線。各階端子盤以降の配線及び通信業者との契約・調整は入居者が実施。

テレビ:屋上に地上デジタル・衛星放送用のアンテナを設置。BS/CS 放送の契約、各テレビの受信チャンネル設定・契約・調整は入居者が実施。

・水道

京都市水道本管より一括給水を行い各室へ供給。各居室に個別に量水器を設置し、ASTEMにて検針を行い請求。

・下水道

屋内は汚水・雑排水分流方式で京都市下水道本管に接続。
実験用排水は入居者が3次排水まで処理をした後、中和処理 (pH3.0 以上 10.0 未満の洗浄水を pH5.0～9.0 に処理)を行い、汚水系統と合流して、市下水道本管に接続。各居室の量水器の使用水量により ASTEM より請求。

・空調

各居室には、ガスヒートポンプパッケージエアコンを設置。
居室毎の使用量に基づき ASTEM より請求。

・ガス

都市ガスを使用する場合は入居者にてガス会社に申込み、低圧都市ガスを地階から引き込むこと。各室までの配管及びメーター設置工事が必要。

・ごみ

屋外南東側にゴミ置場(再利用対象物、一般廃棄物)を設置。
発生した産業廃棄物の処分は、入居者自己負担にて実施。

4.問合せ

公益財団法人京都高度技術研究所 産学連携事業部 橋渡し事業グループ

担当:小野寺・柴田

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 番地

電話:075-315-3604 FAX:075-315-3695 E-mail:hashiwatashi@astem.or.jp